

2 犯罪被害者等を支える地域社会づくりのために

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和3年度			令和4年度			
				取組予定	取組実績	成果及び課題	取組予定	取組実績（5月末現在）	予算（千円）	
（1）県民の理解の増進（第17条）	ア 犯罪被害者等支援に関する広報の実施	（ア）県民の理解の増進	県民生活課	<ul style="list-style-type: none"> ・ラジオ広報の実施（年2回） ・市町村の総合的窓口等を通じ、各市町村の広報への指針等に関する案内の掲載 ・指針の冊子及び補助金のチラシの配布 ・犯罪被害者等の支援に関する指針リーフレットの作成（8,000部） ・犯罪被害者等支援ハンドブックの改訂 ・民間支援団体に事業を委託し、その中で県制度や委託事業についての広報・周知を行う ①コーラルコールのチラシ（10,000部） ②コーラルコールのリーフレット（10,000部） ③その他啓発グッズ作成 ④路面電車ポスター広告 	<ul style="list-style-type: none"> ・ラジオ広報（5/18）（11/23） ○「指針の策定及び指針に基づき創設した経済的支援制度について」 ・指針の冊子及び補助金のチラシの配布 配布先：市町村、関係機関、コンビニ 配布枚数：冊子150部、チラシ2,000枚 ・HPに掲載（指針、支援施策、相談窓口等） ○「高知県犯罪被害者等支援に関する指針」リーフレット ・作成8,000部 配布先：市町村、関係機関等 配布枚数：4,600部 ・安全安心まちづくり広場（10/16）にて啓発物の配布 ○市町村広報誌への掲載（10市町村） ○性暴力被害者サポートセンターこうちよりコーラルコールのチラシ及びリーフレットの配布（委託事業として実施） ①コーラルコール3つ折りリーフレット（5,000部） ②コーラルコールチラシA4（5,000部） ③コーラルコールセンターカード（500部） ④コーラルコール中吊りポスター（2,000部） ⑤コーラルコールボールペン（1,000本） ⑥ポスターA1（10部） ⑦ポスターA2（100部） ○11/25から12/1の犯罪被害者支援週間の期間中に路面電車にポスター広告 	<ul style="list-style-type: none"> （成果） ・警察、民間支援団体や市町村と連携し、犯罪被害者が置かれている状況や支援施策等について、一定広報・周知ができた。 （課題） ・関係機関や県民への継続的な周知が必要であるため、引き続き各種広報媒体や啓発グッズ等を活用し広く周知を行っていく。 ・若年者への周知・啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・ラジオ広報の実施（年2回） ・市町村の総合的窓口等を通じ、各市町村の広報への指針等に関する案内の掲載 ・指針の冊子及び補助金のチラシの配布 ・安全安心まちづくり広場（10月）にて啓発物の配布 ・民間支援団体に事業を委託し、その中で県制度や委託事業についての広報・周知を行う ①コーラルコールのチラシ（5,000部） ②コーラルコールのリーフレット（5,000部） ③コーラルコールカード（5,000部） ④コーラルコールボールペン（1,000本） ⑤コーラルコールティッシュペーパー（10,000部） ⑥コーラルコール付箋（2,000部） ⑦コーラルコールクリアファイル（5,000部） ⑧コーラルコール電車ポスター（200部） ⑨県制度・指針周知のカード・ポスター（5,100部） ・若年者への周知・啓発のため、指針や補助金、相談窓口等について県のTwitter等SNSで発信する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県Twitterにて、広報（4/14）（5/19） ・ラジオ広報（犯罪被害者等支援補助金）（5/17） ・ラジオ読み上げ（5/4、5/6） ・指針の冊子及び補助金のチラシの配布 配布先：市町村、関係機関、コンビニ 配布枚数：冊子800部、チラシ3,870部 	1,528	
			（ア）県民の理解の増進（再掲）	雇用労働政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等の方々への被害回復のための休暇制度導入について、相談窓口が高知労働局の雇用環境・均等室である旨を雇用労働政策課の広報誌（こうち労政情報）へ掲載予定。また、詳細な内容を記載したパンフレットが厚生労働省のホームページに掲載されているため、そのURLを広報誌に記載することも検討予定。上記取り組みにより相談窓口の利用増加を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口は、高知労働局の雇用環境・均等室である旨を8月末発行のこうち労政情報令和3年度第2号へ掲載した。詳しい内容を記載したパンフレットが掲載されている厚労省HPのリンクも掲載した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・こうち労政情報は、県内企業や県内企業支援団体へ配布されるため、相談窓口やリーフレットの内容を事業主等へ周知することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口は高知労働局の雇用環境・均等室である旨及び詳しい内容を記載したパンフレットが掲載されている厚労省HPのリンクを8月末発行のこうち労政情報令和4年度第2号へ掲載の予定。 	5月末時点での取り組みはないが、8月末発行の広報誌へ掲載予定。	284
					県民生活課	<ul style="list-style-type: none"> ・高知労働局と連携した休暇制度の周知 ・犯罪被害者等が置かれる状況について、事業者等への啓発（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ・未実施（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> （課題） ・被害回復のための休暇の重要性について、実態を把握のうえ、事業者等への理解を深める周知・啓発（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ・高知労働局と連携した休暇制度の周知 ・犯罪被害者等が置かれる状況について、事業者等への啓発（11月（犯罪被害者週間に向けて））（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ・未実施（再掲）

2 犯罪被害者等を支える地域社会づくりのために

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和3年度			令和4年度		
				取組予定	取組実績	成果及び課題	取組予定	取組実績（5月末現在）	予算（千円）
（1）県民の理解の増進（第17条）		（ア）県民の理解の増進	人権・男女共同参画課	（人権啓発センター実施分） ①じんけんふれあいフェスタの開催 ②人権啓発コラムの掲載（高知新聞） ③人権研修ハートフルセミナーの開催 ④講師派遣事業の実施 ⑤人権ふれあい支援事業の実施（ソーレ実施分） ⑥講演会の開催 ⑦出前講座の実施	①イベントはコロナの影響で中止。代替事業として、人権週間期間中（11月～2月）に特設Webサイトで犯罪被害者等の人権マンガ動画を配信 ②7回掲載（犯罪被害者等が主題の実績なし） ③4回開催（犯罪被害者等が主題の実績なし） ④3件（受講者数82人） ⑤実績なし ⑥講演会 ・DV防止啓発講演会「非常時に浮かび上がるDVや虐待、性暴力」※参加者ワライン80人、会場59人 ・女性の人権講演会「トラウマへの気づきを高め “人-地域-社会” によるケアを考える」 ※参加者ワライン155人 ⑦出前講座 ・県外講師派遣講座「デートDV」※参加者ワライン59人（高知大学） ・ソーレ職員派遣講座「デートDV」※参加者280人（高岡高校） ・ソーレ職員派遣講座「DV」※参加者14人（高知市）	（成果） ①マスメディアによる広報やインターネット広告により、特設Webサイトのアクセス数が伸びた（最終アクセス数9,085回）。同サイトでのアンケート回答者は18人（満足度は10点満点評価で平均8.7点） ④講師派遣先でのアンケート回答者のうち、97.9%が「生活・仕事に活かせる内容であった」と回答 ⑥参加者の満足度は平均9.1点（10点満点）。アンケートの自由記載欄で、6人が「具体的で分かりやすい、勉強になった」と回答 （課題） （人権啓発センター実施分） 犯罪被害者等の人権侵害を防ぐためにも、より効果的で工夫のある取組が必要 （ソーレ実施分）出前講座の依頼を増やすため、積極的な広報が必要	（人権啓発センター実施分） ①じんけんふれあいフェスタの開催 ②人権啓発コラムの掲載（高知新聞） ③人権研修ハートフルセミナーの開催 ④講師派遣事業の実施 ⑤人権ふれあい支援事業の実施（ソーレ実施分） ⑥講演会の開催 ⑦出前講座の実施	実績なし	①8,153 ②1,449 ③1,348 ④9,986 ⑤677 ⑥385 ⑦1,217
			県民生活課	・じんけんふれあいフェスタへの参加（犯罪被害者等の権利問題の広報・周知）	・じんけんふれあいフェスタ開催中止（新型コロナウイルス感染症の感染対策のため）	-	・じんけんふれあいフェスタへの参加（犯罪被害者等の権利問題の広報・周知） ・人権啓発研修事業の一環としてポスタージャックで周知（上半期・下半期）	・未実施	-
			警察	・犯罪被害者週間に合わせた集中的な広報啓発活動の実施 ・様々な広報媒体を活用した犯罪被害者等支援施策に関する広報啓発活動の実施	・「高知県犯罪被害者等支援に関する指針」のリーフレットに支援制度について記載し、関係機関等に配付 ・県の相談窓口への相談者へ法テラスの制度等の紹介（7件） ・弁護士相談を新たに実施（高知弁護士会との協定6/1）相談実績：4件	（成果） ・広報素材の活用により多方面からの広報活動を実施した。 （課題） ・既存の広報活動のみならず、時代に即した広報について、引き続き検討し、実践していく必要がある。	・犯罪被害者週間に合わせた集中的な広報活動の実施 ・様々な広報媒体を活用した広報啓発活動の実施	・「高知県犯罪被害者等支援に関する指針」のリーフレットに支援制度について記載し、関係機関等に配付（市町村担当課長会）960部	

2 犯罪被害者等を支える地域社会づくりのために

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和3年度			令和4年度		
				取組予定	取組実績	成果及び課題	取組予定	取組実績（5月末現在）	予算（千円）
（1）県民の理解の増進（第17条）		（イ）交通事故被害者等の声を反映した県民の理解の増進	警察	・交通事故被害者等の手記を活用した教養の実施 ・交通事故被害者等による講演会の実施 ・交通事故データの公表等による交通事故被害者の現状等に関する県民の理解増進	・交通事故被害者遺族による交通事故防止活動の実施（10月） ・交通事故被害者遺族による講演会の実施（10月、11月、12月）3件 ・中学校、高校におけるスケアード・ストレイト教育技法による交通安全活動の実施	（成果） ・街頭での交通事故防止活動や教育現場における交通安全活動、講演を実施することにより、交通事故の被害者等の現状等について県民の理解増進を図った。	・命の大切さを学ぶ教室等における交通事故被害者遺族による講演の開催 ・スケアード・ストレイト教育技法を用いた交通安全活動の実施	・未実施	
		（ウ）被害が潜在化しやすい犯罪被害者に対する理解の促進	警察	・大学における被害者支援に関する講義の実施 ・関係機関の職員に対する継続的な研修の実施	・高知大学（6月）、県立大学（10月）、高知工科大学（10月）における講義の実施	（成果） ・県内3大学において、被害が潜在化しやすい性犯罪等の犯罪被害者に対する理解の増進及び警察における被害者支援制度に関する周知を図った。	・大学における被害者支援に関する講義の実施 ・関係機関職員に対する継続的な研修の実施	・未実施	
	イ 犯罪被害者週間等の集中した広報・啓発事業	（ア）「犯罪被害者週間」に合わせた集中的な啓発事業の実施	警察	・広報活動強化月間（11月）及び犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）における各種媒体を通じた広報活動の実施 ・地方公共団体と連携、協力した集中的な広報啓発活動の実施	・ラジオ広報の実施（10月、11月、2月） ・SNS、街頭のデジタルサイネージを活用した広報の実施（11月） ・街頭キャンペーン等でのチラシ、パンフレット等の配布（11/25）	（成果） ・広報活動強化月間において、各種広報媒体を利用した集中的な広報活動を実施し、県民の被害者支援への理解の促進を図ることとしている。 （課題） ・時代に即した広報媒体の活用等による広報を推進していく必要がある。	・広報活動強化月間（11月）における集中的な広報啓発活動の実施 ・インターネット等を活用した広報活動	・未実施	
			県民生活課	・犯罪被害者週間街頭パレード（11月）の実施 ・集中的な広報・周知活動の実施（11月）	・犯罪被害者週間街頭パレードを行い、啓発を図った（11/26） ・犯罪被害者支援に関する記事掲載案を作成し、各市町村の広報紙の素材として提供（9月） →10市町村が広報紙に掲載 ・ラジオ広報（11/23）	（成果） ・県民の皆さんに犯罪被害者等支援への知識・理解を深めることにつながっている。 ・各市町村に広報への掲載案を提供したことで、掲載につながった。 （課題） ・広報に掲載している市町村がまだ少ない。	・犯罪被害者週間街頭パレード（11月） ・集中的な広報・周知活動の実施（11月） ・市町村への広報掲載依頼の時期を早める（8月）	・市町村担当課長会（5/24、5/31、6/1）にて広報紙への掲載依頼	—
	（イ）犯罪被害者等施策に関する広報啓発事業の実施	子ども家庭課	高知オレンジリボンキャンペーンの実施 ・ポスター、チラシの配布、SNSでの情報発信 ・児童虐待防止推進月間（11月）におけるTVCM広報	高知オレンジリボンキャンペーンの実施 ・児童虐待防止推進月間（11/1～11/30）に向けた広報の実施 ・チラシ作成：95,000部 ・ポスター作成：1,900部 ・TVCM：民放3局47本 （主な配布先：庁内外機関、教育機関、児童福祉施設等）	（成果） ・各種広報による普及啓発により虐待の予防・早期発見の取組につながっている。 （課題） ・児童虐待防止推進月間（11月）に向けた広報資料の準備を行うとともに効果的な広報啓発を実施していく必要がある。	高知オレンジリボンキャンペーンの実施 ・児童虐待防止推進月間（11/1～11/30）に向けた広報の実施 ・チラシ作成：95,000部 ・ポスター作成：1,900部 ・TVCM：民放3局47本 （主な配布先：庁内外機関、教育機関、児童福祉施設等）	（取組なし）	1,291	

2 犯罪被害者等を支える地域社会づくりのために

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和3年度			令和4年度		
				取組予定	取組実績	成果及び課題	取組予定	取組実績（5月末現在）	予算（千円）
（1）県民の理解の増進（第17条）	ウ 教育現場における人権教育の実施	（ア）学校における犯罪被害者等の人権課題も含めた人権教育等の推進	私学・大学支援課	人権研修会の開催 学校訪問による助言・指導	・人権研修会の開催（8回） ・学校訪問による助言・指導（37回）	（成果） ・教員を対象とした研修会の開催や指導・助言により人権教員における指導力が向上している。 （課題） ・教員が求めるテーマや内容となるよう、ニーズ等を把握して、今後の計画に活かしていく必要がある。	・人権研修会の開催 ・学校訪問による助言・指導	・人権研修会の開催（5月2回） ・学校訪問による助言・指導（4月11回）	2,920
			小中学校課	○「特別の教科 道徳」授業づくり講座 ・拠点校（県内5校） 安芸市立井ノ口小学校 須崎市立吾桑小学校 大月町立大月小学校 高知市立三里小学校 日高村立日高中学校 ・教材研究会と授業研究会を1セットとし、各校2セット（計20回）を実施 ○道徳教育パワーアップ研究協議会 ・年間2回開催（6月、7～8月地区別開催） ○「家庭で取り組む 高知の道徳」 ・新小学1年生用増刷	○「家庭で取り組む 高知の道徳」 ・R3年度新小学1年生へ配付（4月上旬） ・教員向けの電子データを教職員ポータルサイトに掲載（6月） ○「特別の教科 道徳」授業づくり講座 ・「考え、議論する道徳」の授業の充実（521名） ○道徳教育パワーアップ研究協議会 ・地域ぐるみの道徳教育の推進をテーマにした協議 ・I・・・6月開催（101名） ・II・・・東部7月開催（71名） 西部8月開催（75名） 中部10月開催（113名）	（成果） ・道徳の授業では、子ども自身の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動が取り入れられるなど、授業の質的転換が図られている。 ・道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいる」[小学校85.3%（+2.2p）中学校90.8%（+9.3p）] ・児童生徒の道徳性について、人を思いやる心や公正、公平、社会正義などの項目において肯定的回答が向上している。 「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」[中学校96.5%（+0.6p）] 「人の役に立つ人間になりたい」[小学校95.9%（+0.2p）中学校95.8%（+0.7p）] 「人が困っているときは、進んで助けている」[小学校89.4%（+0.7p）中学校89.2%（+2.9p）] （課題） ・児童生徒の、自分の住んでいる地域を大切に思う心情が減少傾向にあるため、地域、家庭、地域が一体となった地域ぐるみの道徳教育をより推進する必要がある。 「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」[小学校54.7%（-1.8p）] 「今住んでいる地域の行事に参加している」[小学校53.8%（-7.5p）中学校44.4%（-2.8p）] 〔成果・課題とも令和3年度全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙より：（ ）内前回比〕	○「特別の教科 道徳」授業づくり講座 ・拠点校（県内5校） 安芸市立井ノ口小学校 日高村立日下小学校 土佐清水市立清水小学校 高知市立城北中学校 日高村立日高中学校 ・教材研究会と授業研究会を1セットとし、各校2セット（計20回）を実施 ○道徳教育パワーアップ研究協議会 ・年間2回開催（8月：地区別、10月） ○「家庭で取り組む 高知の道徳」 ・新小学1年生用増刷 ・一部改訂作業 ○市町村指導事務担当者会で、「考え、議論する道徳」の授業の充実と「地域ぐるみの道徳教育」の推進の両輪で取り組むことの周知及び、道徳教育推進のためのわが町の取組の進捗確認（6・2月） ○OPTA研修会での「地域ぐるみの道徳教育」についての周知（5～8月）	○「家庭で取り組む 高知の道徳」 ・R4年度小学1年生への配付（4月） ○「特別の教科 道徳」授業づくり講座 ・「考え、議論する道徳」の授業の充実（60名見込） ○「地域ぐるみの道徳教育」推進のためのチラシを家庭へ配付（4月） ○OPTA研修会での「地域ぐるみの道徳教育」についての周知（5月）	3,215
			特別支援教育課	【全体】 ・生命尊重や思いやりの心を育てる道徳教育の計画的な実施 【発達段階に応じた取組】 ・インターネットにおける人権侵害に関する学習（SNSの学習等） ・性犯罪の被害にあわないための学習	・道徳教育の全体計画提出（5月） ①インターネットにおける人権侵害に関する学習 ・特別支援学校10校で実施 ・学習内容：SNSの利用の仕方 情報セキュリティ・情報モラル インターネットによる誹謗中傷 個人情報の取り扱い など ②性犯罪の被害にあわないための学習 ・特別支援学校4校で実施 ・学習内容：性のトラブルから身を守る行動、プライベートゾーンの理解、保健 「性意識と性行動の選択」、異性とのかわり方など	（成果） ・各学校において、生徒の実態に応じて学習内容を工夫して取組を進めてきた。特に、SNSの学習については、生徒の理解が進み、SNSによるトラブルも少なくなってきた。 （課題） ・①②ともに生徒の実態や障害特性により、実生活に結びついていないことが多いため、継続した取組が必要である。 ・何をどこまで学ばせるか、学習内容の精選が必要である。また、SNSの有効性については、怖さを含めて丁寧に教えていく必要がある。	【全体】 ・生命尊重や思いやりの心を育てる道徳教育の計画的な実施 【発達段階に応じた取組】 ・インターネットにおける人権侵害に関する学習（SNSの学習等） ・性犯罪の被害にあわないための学習	・道徳教育の全体計画の提出（5月）	-
			高等学校課	○各学校における人権教育の推進 ・人権教育主任連絡協議会の開催（人権教育・児童生徒課主催） ○各学校における道徳教育の推進 ・道徳教育推進教師連絡協議会（12月）開催	・道徳教育の全体計画提出（R3.3月末） ・人権教育主任連絡協議会（オンライン）の開催 ・道徳教育推進教師連絡協議会（オンライン）の開催	【成果】 ・道徳教育推進教師連絡協議会（オンライン）を開催し、外部講師の講演を中心に、道徳教育推進教師の役割の確認や、全国の先進事例等の紹介を行い、各校の道徳教育の取組を見直すきっかけをつくることができた。 【課題】 ・各校の道徳教育の推進に向け、実効性のある情報交換や協議が求められる。	○各学校における人権教育の推進 ・人権教育主任連絡協議会の開催（人権教育・児童生徒課主催） ○各学校における道徳教育の推進 ・道徳教育推進教師連絡協議会（12月）開催	・道徳教育の全体計画提出（R4.3月末） ・道徳教育推進教師連絡協議会開催準備	335

2 犯罪被害者等を支える地域社会づくりのために

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和3年度			令和4年度		
				取組予定	取組実績	成果及び課題	取組予定	取組実績（5月末現在）	予算（千円）
	ウ 教育現場における人権教育の実施		人権教育・児童生徒課	<p>・人権教育主任連絡協議会については、小・中・高・特支の人権教育主任を対象に、県内5会場にて地区別で合同に実施する。研究指定校の取組についての情報提供や、人権教育主任の経験年数や校種を考慮した研修内容を計画し、取組の推進を図る。</p> <p>・犯罪被害者等を含む個別の人権課題についての指導資料集について周知し、学校における取組の充実を図る。</p>	<p>○組織的・計画的な人権教育の推進</p> <p>・人権教育主任対象の連絡協議会地区別研修をオンラインに変更して実施（5・6月）</p> <p>・犯罪被害者等を含む個別の人権課題についての指導資料集の活用と授業実践を周知【人権教育指導資料（学校教育編）Let's feel じんけん（H30年改訂版）、実践・指導事例集（令和3年）を校内研修や授業研等で活用している】（1月調査）小:78.6% 中:59.2% 高:52.0% 特:50.0%</p>	<p>（成果）</p> <p>・人権教育の具体的な取組等についてのオンライン研修を実施し、人権教育主任の知的理解の充実を図った。</p> <p>（課題）</p> <p>・オンライン研修のため、実践交流を十分に行うことができなかった。</p> <p>・昨年度より、実践・指導事例集の活用率が低下している校種もあり、継続して働きかける必要がある。</p>	<p>・人権教育主任連絡協議会を、小・中・高・特支の合同で、県内5会場にて地区別で実施する。研究指定校の取組についての情報提供や、人権教育主任の経験年数や校種を考慮した研修内容を計画し、取組の推進を図る。</p> <p>・犯罪被害者等を含む個別の人権課題についての指導資料集について周知し、学校における取組の充実を図る。</p>	<p>○組織的・計画的な人権教育の推進</p> <p>・人権教育主任対象の連絡協議会地区別研修を実施（5・6月）</p> <p>・犯罪被害者等を含む個別の人権課題についての指導資料集の活用と授業実践を周知</p>	609
				(イ) いのちの教育プロジェクト	保健体育課	【いのちの教育プロジェクト】	<p>○性に関する指導の手引き（R3.2高知県教育委員会）を活用した事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 活用について周知 <ul style="list-style-type: none"> 体育主任・養護教諭・校長等 推進校における実践 <ul style="list-style-type: none"> 養護教諭に対する研修 <ul style="list-style-type: none"> 学校保健推進研修会：11/29 年次研修（新規・2年次など） 活用状況調査 <p>○高知県産婦人科医会と連携した外部講師用指導教材の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ワーキング委員会（年3回予定） <ul style="list-style-type: none"> 委員：産婦人科医4名 <p>○性に関する講師派遣事業（子ども・子育て支援課と連携）</p>	<p>【いのちの教育プロジェクト】</p> <p>○手引きを活用した事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 活用について周知 <ul style="list-style-type: none"> 小学校体育主任会：4/19～5/7（オンライン配信） 高等学校体育主任会：5/12 中学校体育主任会：5/18 校長会 等 養護教諭に対する研修 <ul style="list-style-type: none"> 学校保健推進研修会 <ul style="list-style-type: none"> 12/1～12/27（オンライン配信） 推進校の決定と外部講師による講演（県立5校） <ul style="list-style-type: none"> 嶺北高等学校 <ul style="list-style-type: none"> 10/7（都築たまみ氏） 高知追手前高等学校 <ul style="list-style-type: none"> 10/29（坂本康紀氏） 高知追手前高等学校吾北分校 <ul style="list-style-type: none"> 12/17（毛山薫氏） 須崎総合高等学校 <ul style="list-style-type: none"> 3/16（岡本啓一氏） 中村特別支援学校（講演なし） 活用状況調査：R4.1 <ul style="list-style-type: none"> 活用率86.6% <p>○外部講師用指導教材の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ワーキング委員会の開催 <p>○性に関する講師派遣事業：随時（子供・子育て支援課と連携）</p>	<p>（成果）</p> <p>○手引きを活用した事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 「性に関する指導の手引き」の活用について、各種研修会等において周知することができた。 <p>○外部講師用指導教材の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 産婦人科医を委員としたワーキング委員会で作成した外部講師用の指導教材を活用し、推進校（4校）において講話を実施することができた。 外部講師による推進校での講話を実施後（4校）、生徒の感想等から指導教材を再検討し、生徒の実態に応じた教材を作成することができた。 <p>○性に関する指導外部講師派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> 協議会において、令和4年度から開始する性に関する指導外部講師派遣のための仕組みを構築することができた。 <p>（課題）</p> <p>○手引きを活用した事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 「性に関する指導の手引き」を活用した指導に全ての学校が取り組むための手立て <p>○性に関する指導外部講師派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部講師用指導教材を用いて、教諭等が行う性に関する指導のさらなる充実を図る。

2 犯罪被害者等を支える地域社会づくりのために

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和3年度			令和4年度		
				取組予定	取組実績	成果及び課題	取組予定	取組実績（5月末現在）	予算（千円）
（1）県民の理解の増進（第17条）		（ウ）中学生・高校生を対象とした講演会の実施等	警察	・「命の大切さを学ぶ教室」の開催	・「命の大切さを学ぶ教室」の開催 6件429人 （高知県立日高特別支援学校高知みかづき分校、高知商業高等学校定時制、高知丸の内高等学校、山田高等学校、大豊町中学校、羽根中学校）	（成果） ・「命の大切さを学ぶ教室」の開催により、中学生、高校生に自分の命の大切さや他人を思いやる心、被害者に対する支援の必要性について考える機会となった。 （課題） ・未実施校における「命の大切さを学ぶ教室」の開催。	・「命の大切さを学ぶ教室」の開催	・未実施	
	エ 二次被害の防止の促進	（ア）二次被害の防止に関する理解の促進	県民生活課	・二次被害の防止に関する意識の醸成を図れるよう広報・啓発	・令和3年度第2回、第3回犯罪被害者等支援推進会議にて、二次被害の防止をテーマに意見交換を実施	（成果） ・二次被害防止に係る取り組みの方向性が確認できた。 （課題） ・県民への理解の増進を図るため、広報啓発の強化が必要。	・二次被害の防止に関する意識の醸成を図れるよう広報・啓発（ポスター作成） ・人権啓発研修事業の一環として「ポスタージャック」で周知（上半期・下半期） ・メールマガジンのHP掲載、SNS等各種広報媒体による広報	・未実施	612
		（イ）インターネット上の誹謗中傷等への対応	県民生活課	・関係機関と連携し、書き込みの削除要請等の事態の改善に向けた支援	・相談実績：0件	（課題） ・二次被害について県民への周知	・二次被害について周知するためのポスターを作成し関係機関への配布・掲示（作成中） ・メールマガジンのHP掲載、SNS等各種広報媒体による広報（10月） ・法務局等関係機関との連携	・相談実績：0件	—
		（ウ）二次被害を防止するための対応	警察	・被害者のニーズに応じ、関係機関と連携した適切な対応の推進	・実際の取扱いはないが、専科教養等を通じて被害者の心情に配慮した対応の重要性について指導 ・被害者支援関係の会合における関係機関との連携の強化及び情報交換の実施	（課題） ・対象事案発生時に適切な対応を行うため、引き続き、職員に対する教養や関係機関との連携強化を図る必要がある。	・被害者のニーズに応じ、関係機関と連携した適切な対応の推進	・未実施	
			県民生活課	・被害直後に弁護士による相談を受けられる体制の構築	・高知弁護士会との協定を締結(6/1) 相談実績：4件 ・性暴力被害者サポートセンターにおける相談実績：1件 （再掲）	（成果） ・これまでは、犯罪被害者等の自己負担が必要であり相談を躊躇していたような事案にも、無料法律相談を活用いただくことができ、早期の法的支援につながった。 （再掲）	・被害直後に弁護士による相談を受けられるよう、無料法律相談の実施（高知弁護士会との協定） （※こうち被害者支援センターへ委託） ・県HP、チラシ、SNS等各種広報媒体による周知の実施	・相談実績 0件 【法律相談の広報・周知】 ・コンビニ等へチラシ配布（4月→650部、5月→1,000部） ・市町村へチラシ配布（4月→1,260部、5月→960部）	207（弁護士相談費用）

2 犯罪被害者等を支える地域社会づくりのために

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和3年度			令和4年度		
				取組予定	取組実績	成果及び課題	取組予定	取組実績（5月末現在）	予算（千円）
(2) 人材の育成（第18条）	ア 関係団体に対する研修の充実等	(ア) 市町村職員に対する研修	県民生活課	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者等支援施策担当課長会（5月） 犯罪被害者等支援施策担当者ブロック別研修会（8月） 犯罪被害者等支援施策担当行政職員向け研修（12月 警察庁と共催） 犯罪被害者支援ハンドブック配布（1月） 	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者等支援担当課長会（6月）、担当者会（9月）は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面による情報提供及びアンケート等を実施。 警察庁との共催により犯罪被害者等支援行政職員向け研修開催（12/7 54名） 犯罪被害者等支援ハンドブックの作成・配布（3月） 	（成果） ・日ごろ犯罪被害者等に接する機会の少ない、市町村の行政職員に対し、研修を通じて、犯罪被害者の生の声を聞ける機会の提供。 （課題） ・相談・支援の経験が少ないため、実践的な研修を継続的に行う必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者等支援担当ブロック別課長会（5月） 犯罪被害者等支援施策担当者研修会（8月） ※R4.3に改訂したハンドブックを利用し実践的な研修の実施予定 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村担当課長会を県内3ブロックで開催（5/24、5/31、6/1） 	—
		(イ) 性暴力被害者支援に関する研修	県民生活課	<ul style="list-style-type: none"> 性犯罪・性暴力被害者支援機関従事者向け研修（10月） 性暴力、配偶者暴力等被害者支援のためのオンライン研修の受講及び関係機関への周知 	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度の研修について、県、警察、産婦人科医会、こうち被害者支援センターの4者による会議（5月） 産婦人科医会にて、今年度の研修事業等について案内 高知市/高知県医師会/高知市医師会に後援をいただき研修の開催（11/9 69名） 	（成果） ・医療従事者以外の研修対象として、行政職員及び養護教諭の参加	<ul style="list-style-type: none"> 性犯罪・性暴力被害者支援機関従事者向け研修（10～11月） 性暴力、配偶者暴力等被害者支援のためのオンライン研修（内閣府）の受講及び関係機関への周知 	<ul style="list-style-type: none"> 県HP、日本一の健康長寿県構想PR用パンフレット等に医療安全支援センターの相談窓口の情報を掲載 患者等からの相談内容について、必要に応じて医療機関に情報提供 	458
		(ウ) 民間支援団体が行う人材養成研修に対する支援	県民生活課	<ul style="list-style-type: none"> 民間支援団体の養成講座の関係機関への周知 性暴力、配偶者暴力等被害者支援のためのオンライン研修（内閣府）について案内 	<ul style="list-style-type: none"> 民間支援団体の支援員の養成講座について県内市町村担当課及び関係機関への周知（5月） →受講者5名（行政職員3名） 	（課題） ・行政職員以外の受講生の確保の呼びかけ	<ul style="list-style-type: none"> 民間支援団体の養成講座の関係機関への周知 性暴力、配偶者暴力等被害者支援のためのオンライン研修（内閣府）について案内 	<ul style="list-style-type: none"> 民間支援団体の支援員の養成講座について県内市町村担当課及び関係機関への周知（5/9） 市町村担当課長会にて周知（5/24、5/31、6/1） →申込者17名（行政職員11名） 	—
		(エ) 民生委員・児童委員に対する研修	地域福祉政策課	<ul style="list-style-type: none"> 電話相談及び面接相談での対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○新任研修 ・1年目研修：DVD研修 ・2年目研修：1箇所 参加者59名 ・3年目研修：7箇所 参加者377名 ○中堅研修 ・2箇所 参加者82名 ○会長研修 ・DVD研修 	（成果） ・民生委員としての心構えや相談支援スキルの向上に寄与した。 （課題） ・複雑化する地域課題への対応と民生委員・児童委員の負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ○新任研修 ・1年目研修：7箇所 ・2年目研修：1箇所 ・3年目研修：1箇所 ○中堅研修 ・2箇所 ○会長研修 ・2箇所 	なし	2,587
イ 職員等に対する研修の充実等	(ア) 高齢者虐待防止等のための研修の充実	長寿社会課	<ul style="list-style-type: none"> 市町村・地域包括支援センター職員等を対象に高齢者虐待防止に関する研修会を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 権利擁護担当者意見交換会（2/24）39名参加 高齢者権利擁護・虐待対応に関する市町村行政職員等研修（7/12）73名参加（会場18名+オンライン55名） 高齢者、障害者虐待防止・権利擁護（施設長・管理者）研修（7/15）261名参加（会場4名+オンライン257名） 高齢者、障害者虐待防止・権利擁護（リーダー）研修（11/8、12/7）167名参加 高齢者虐待防止・権利擁護研修（12/15）128名参加（オンライン） 成年後見利用促進セミナー（11/2）参加者195名 	（成果） ・虐待防止に関する必要な知識や理解を深めることができた。 （課題） ・高齢者虐待事例が継続的に発生している現状を踏まえ、今後も継続的に研修会を実施し、権利擁護に関する理解を深めることが必要	高知県高齢者・障害者権利擁護センターを設置し、通報・相談体制の整備を進める。 高齢者に対する虐待への対応力向上を目的に、高齢者福祉施設等職員や虐待対応窓口となる地域包括支援センター職員、市町村に対する研修の充実・強化に努める。	<ul style="list-style-type: none"> 市町村職員高齢者虐待防止研修会（5/18）104名参加（会場22名+オンライン82名） 	5,384	

2 犯罪被害者等を支える地域社会づくりのために

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和3年度			令和4年度		
				取組予定	取組実績	成果及び課題	取組予定	取組実績（5月末現在）	予算（千円）
（2）人材の育成（第18条）		（イ）障害者虐待防止等のための体制の充実	障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 虐待防止・権利擁護研修の開催 施設長・管理者研修 7/15予定 リーダー研修 日時未定 中堅職員研修 日時未定 行政職員研修 7/13予定 	<ul style="list-style-type: none"> 高知県高齢者・障害者権利擁護センターの相談件数：78件 虐待防止・権利擁護研修の開催【施設従事者等対象】 施設長・管理者研修 7/15（261名） ※高齢者と合同開催 リーダー研修 11/8（167名） 12/7（162名） ※高齢者と合同開催 中堅職員研修 2/22（51名） 【行政職員対象】 7/13（27名） 	<ul style="list-style-type: none"> （成果） 研修を通じて障害者虐待の防止や適切な対応についての知識と理解を深めた。 （課題） 高知県高齢者・障害者権利擁護センターの相談窓口の周知と相談員の対応スキルの向上 継続的な研修の開催により、施設従事者等の権利擁護に関する意識の向上と虐待防止の徹底 各施設が組織として権利擁護・虐待防止に取り組む体制の構築 市町村における相談対応及び虐待通報への対応力の向上と体制強化 	<ul style="list-style-type: none"> 地域共生社会の推進に向けて、どの地域においても、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制整備を目指し、障害者や高齢者の権利擁護・虐待防止に向けた取り組みを行うため、高知県社会福祉協議会への委託により、高齢者・障害者権利擁護センターを設置し、相談対応や研修を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者権利擁護・虐待対応に関する市町村行政職員等研修会（5/17） 	6,968
	イ 職員等に対する研修の充実等	（ウ）児童虐待防止等のための体制の充実	子ども家庭課	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司任用前講習会実施 	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司任用前講習会開催（6/17～7/1） 10名参加 	<ul style="list-style-type: none"> 【成果】 児童福祉司任用前研修を実施することで市町村職員の専門性の向上が図られている。 【課題】 子ども・家庭の支援課題は複雑・複合化しており引き続き市町村や担当職員の専門性の向上が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司任用前講習会開催（6/2～6/15）6名参加予定 	（取組なし）	150
		（エ）学校における犯罪被害者等の権利課題も含めた人権教育の推進（再掲）	人権教育・児童生徒課	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度に個別の人権課題についての校内研修及び授業研究の実施が十分にできなかった学校の多い市町村教育委員会や県立学校を中心に働きかけ、計画的に支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆講師派遣 ・校内研修の講師派遣について、市町村教育委員会や学校に要請（4・5月） ・個別の人権課題に関する校内研修や授業研究、市町村研究会等への研修講師派遣（6～2月）のべ30回 	<ul style="list-style-type: none"> （成果） これまで取組が十分にできていなかった学校を優先し、講師派遣を行うことができている。 （課題） コロナ禍の状況により、計画していた夏期休業中の研修が一部中止等になり、計画を変更している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の人権課題についての校内研修及び授業研究について市町村教育委員会や県立学校を中心に働きかけ、計画的に支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆講師派遣 ・校内研修の講師派遣について、市町村教育委員会や学校に要請（5月） ・校内研修への講師の派遣（9月末：19回） 	90
	ウ 指定被害者支援要員制度の活用	（ア）指定被害者支援要員制度の活用	警察	<ul style="list-style-type: none"> 指定被害者支援要員に対する想定事例等を活用した実践的な教養の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 指定被害者支援要員99人（女性31人）を指定、101件で運用 	<ul style="list-style-type: none"> （成果） 年度当初に各署において被害者支援要員を指定し、積極的な運用が行われている。 （課題） 定期異動により毎年指定被害者支援要員の入れ替わりがあることから、都度、効果的な指導教養を実施する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定被害者支援要員に対する実践的な教養の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 指定被害者支援要員99人（女性32人）を指定、14件で運用 	
	エ 警察における犯罪被害者等支援に携わる職員等への研修の充実	（ア）警察における犯罪被害者等支援に携わる職員等への研修の充実	警察	<ul style="list-style-type: none"> 採用時教養や専科教養における教養実施 	<ul style="list-style-type: none"> 専科教養 8課程150人 	<ul style="list-style-type: none"> （成果） 各種専科教養等において、被害者支援に関する教養を実施。 被害者支援専科においては、ロールプレイング方式による演習を行うなど実践的な教養を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 各種専科教養等における教養の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 県下交通課長会議、刑事課長会議等の幹部職員に向けた教養を実施 	

2 犯罪被害者等を支える地域社会づくりのために

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和3年度			令和4年度		
				取組予定	取組実績	成果及び課題	取組予定	取組実績（5月末現在）	予算（千円）
（3）民間支援団体に対する支援（第19条）	ア 民間支援団体に対する支援の充実	（ア）民間支援団体に対する支援の充実	県民生活課	H30～「性暴力被害者サポートセンターこうち」を開設。 R3「高知被害者支援センター」に運営業務を委託。 ・相談時間の延長 ・支援コーディネーターの配置 ・電話・面接相談の実施 ・直接的支援（警察、裁判所等への付き添い） ・医療費及び法律相談等の費用助成	・相談時間の延長（4/1～） →9時から17時 ・コーディネーターの配置（4/1～） 【相談実績等】 ・電話相談259件、面接相談40件、その他25件 ・直接的支援250件 ・国が設置する夜間・休日のコールセンターと連携開始（10/1～）	（成果） ・4月から相談時間を延長し、さらに10月から国のコールセンターと連携することで、24時間365日の相談体制が整備できつつある。	H30～「性暴力被害者サポートセンターこうち」を開設。 R3「高知被害者支援センター」に運営業務を委託。 ・電話・面接相談の実施 ・直接的支援（警察、裁判所等への付き添い） ・医療費及び法律相談等の費用助成 ・カウンセリングの充実	【相談実績等】 ・電話相談 31件 ・面接相談 11件 ・その他 2件 ・直接的支援 57件 ・カウンセリング 1件	7,443
			県民生活課	県制度（犯罪被害者等支援事業費補助金）の申請補助や支援関係機関との連携及び支援コーディネートを犯罪被害者等支援推進事業として事業化し、その業務を委託 ・県制度の支援補助及び面接 ・関係機関との連携及び支援のコーディネートを実施するために調整会議の運営 ・市町村犯罪被害者等支援担当職員への研修等の人材育成 ・指針や県制度等の広報・周知	犯罪被害者等支援推進事業 ・調整会議（10回） ・県制度の問い合わせ11件（案件2人） 面接 0件 ・市町村犯罪被害者等支援担当課長会及び担当者会の資料作成 ・関係機関へ県制度の広報・啓発の実施（110か所、11,251部）	（課題） ・補助金制度への相談・問い合わせはあっているが、支援制度の利用にはつながっていない。	県制度（犯罪被害者等支援事業費補助金）の申請補助や支援関係機関との連携及び支援コーディネートを犯罪被害者等支援推進事業として委託 ・県制度の支援補助及び面接 ・関係機関との連携及び支援のコーディネートを実施するために調整会議の運営 ・市町村犯罪被害者等支援担当職員への研修等の人材育成 ・指針や県制度等の広報・周知 ・支援制度の利用が進まない要因の分析	・県制度の案件相談 9件（3人） ・市町村担当課長会資料作成	3,704
			警察	・安定的な財政的基盤の確立に向けた支援の継続 ・研修への講師の派遣 ・関係機関と連携した効果的な広報活動の実施	・社会貢献型自動販売機に関する広報資料の作成及び協力団体と連携した広報活動の実施 ・職員を講師として養成講座に派遣	（成果） ・社会貢献型自動販売機の増設につながった。 （課題） ・安定的な自主財源の確保を推進していく必要がある。 ・新たな支援員の育成が喫緊の課題である。	・安定的な財政基盤の確立に向けた支援 ・研修への講師の派遣 ・関係機関と連携した効果的な広報活動の実施	・未実施	